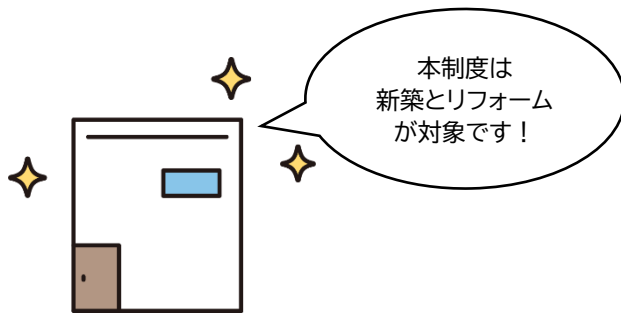


こども若者
応援！

ながはま次世代 住宅新築リフォーム 支援事業補助金

子育て世帯及び若者夫婦世帯といった次世代の本市への定住を促進するため、新築住宅の取得及び中古住宅や実家等のリフォームを市独自の補助金で支援します



補助金額 最大

50万円

(共通) 補助対象者

次の(1)～(6)を全て満たす方が対象です。

- (1) 子育て世帯(令和7年4月1日において18歳未満の子どもを、実績報告の時点で扶養する(胎児を含む)世帯)または若者夫婦世帯(令和7年4月1日において夫婦(パートナーシップ宣誓者含む)のいずれかが39歳以下であって、交付申請の時点で婚姻している世帯)に属していること
- (2) 裏面に記載の「補助対象住宅」に、(1)の世帯で同居すること
- (3) 本市に居住するために、下段に記載する「1 新築支援事業」または「2 リフォーム支援事業」のいずれかを実施すること
- (4) 裏面に記載する、各事業ごとの「補助対象者」の要件をすべて満たすこと
- (5) 補助金の交付を受けた日から5年を超えて補助対象住宅に居住すること
- (6) 外国人である場合は、日本国に永住権を有していること

※ 次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、補助対象外です。

- (1) 補助対象住宅の居住部分が、自己の居住の用以外に供されている場合
- (2) 補助対象住宅の居住者に、市税等を滞納している者がいる場合
- (3) 補助対象住宅の居住者に、暴力団員がいる場合
- (4) 補助対象住宅の居住者に、過去に当該補助金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金、長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金の交付決定を受けた者がいる場合

① 新築支援事業

■対象事業の内容

次の(1)、(2)をいずれも満たす事業

- (1) 本市に居住するために、次のいずれかを実施するもの
ア 令和7年4月以降に着工する注文住宅の建築
イ 令和7年4月以降に売買契約を締結する新築分譲住宅の購入
- (2) 令和9年2月末日までに完了するもの

■補助対象経費

500万円以上の補助対象住宅の建築・購入に要する費用

② リフォーム支援事業

■対象事業の内容

次の(1)、(2)をいずれも満たす事業

- (1) 本市に居住するために、次のいずれかを実施するもの
ア 本補助金の交付決定を受けてから、工事請負契約を締結して着手する、中古住宅(申請者が交付申請の日前1年以内に購入・受贈した住宅)の改修工事
イ 本補助金の交付決定を受けてから、工事請負契約を締結して着手する、実家等(3親等以内の親族が所有する住宅又は相続により取得した住宅)の改修工事
- (2) 令和9年2月末日までに完了するもの

■補助対象経費

改修に要した費用であって、次の(1)～(3)を全て満たすもの

- (1) 市内で事業所及び営業所を営む法人又は市内に本拠を有する個人事業者の請負により施工される住宅の改修工事
- (2) 交付決定を受けてから工事請負契約を締結し、着手する改修工事
- (3) 税抜30万円以上を要する改修工事

※ 内容等により、一部補助対象外の工事があります。詳細はホームページでご確認ください。

申請方法等は裏面をご確認ください >

① 新築支援事業

新築補助対象者（次の(1)～(3)を全て満たす方）

- (1) 新築支援事業を実施すること。
- (2) 実績報告書の提出の日までに、補助対象住宅に転入又は転居すること。
- (3) 補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が2分の1以上であって、1名が共有者の同意を得て代表で申請できる

補助対象住宅（次の(1)～(4)を全て満たす住宅）

- (1) 次のいずれかの住宅であること。
 - ア 申請者との契約により申請年度の4月以降に着工される注文住宅
 - イ 申請者との契約を申請年度の4月以降に締結し、契約時点で築1年を経過していない新築分譲住宅
- (2) 事業完了後の実績報告書の提出時点で、補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在する
- (3) 住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が2分の1以上
- (4) 申請翌年度の2月末日までに引渡しを受け、所有権保存(又は所有権移転)登記が完了する

補助金額

基本額 …20 万円 補助上限額 …最大 50 万円
 加算額 …次のいずれかに該当するときは、各 10 万円
 最大 30 万円を加算
 加算対象…子育て世帯、多子(3人以上子を扶養する)世帯
 市外からの転入世帯、空き家や旧耐震住宅の建替えを実施

交付申請書の提出時期

工事請負契約(または売買契約)の締結日～令和8年3月16日まで

交付申請に必要な書類

区分	必要書類
共通	・交付申請書(様式第1号) ・新築にかかる明細書(様式第2号) ・新築にかかる誓約書(様式第3号) ・当該住宅の位置図 ・工事請負契約書又は売買契約書の写し ・(補助対象住宅の居住予定者で、申請時点において別世帯の者がいる場合)当該別世帯の者の本市の市税等の完納証明書 ・(申請者と配偶者が申請時点で別世帯に属する場合)申請者と配偶者の関係がわかる戸籍等 ・(共有予定者がいる場合)共有名義者同意書(様式第6号) ・(申請者に代わって施工業者が手続を行う場合)手続代行届(様式第8号) ・(パートナーシップ宣誓者の場合)パートナーシップ宣誓書受領証の写し ・その他市長が必要と認める書類
子育て世帯	・出産予定の胎児がいる場合、母子手帳表面の写しと出産予定日のわかる書類
注文住宅	・(未着工の場合)工事着工前の写真 ・(着工済の場合)申請年度の4月以降に着工したことのわかる書類
転入世帯	・(補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で本市外に住民票がある場合)住民票の写し
建替え	・建物の所有者のわかる書類 ・(昭和56年5月31日以前に建築された住宅に該当する場合)登記事項証明書等の建築日のわかる書類 ・(空き家に該当する場合)住宅が1年以上利用されていないことがわかる書類 ・除却工事の見積書 ・工事前写真

② リフォーム支援事業

リフォーム補助対象者（次の(1)～(3)を全て満たす方）

- (1) リフォーム支援事業を実施すること。
- (2) 交付申請の日前1年以内から、実績報告書の提出の日までに、補助対象住宅に転入又は転居すること。
- (3) 補助対象住宅の所有者が異なる場合は、補助対象工事の実施について所有者の同意を得た上で申請できること。

補助対象住宅（次の(1)～(3)を全て満たす住宅）

- (1) 築1年以上の住宅であること。
- (2) 次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ア 申請者が交付申請の日前1年以内に購入・受贈した住宅
 - イ 3親等以内の親族が所有する住宅又は相続により取得した住宅
- (3) 実績報告書の提出時点で、補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在すること。

補助金額

基本額 …補助対象経費(税抜額)の10%
 基本上限額 …20 万円 補助上限額 …最大 50 万円
 上限加算額 …次のいずれかに該当するときは、各 10 万円
 最大 30 万円を上限額に加算
 加算対象 …子育て世帯、多子(3人以上子を扶養する)世帯
 市外からの転入世帯、空き家活用
 ※基本額と上限額のいずれか低い額が補助金額となります。

交付申請書の提出時期

補助対象工事の工事請負契約の締結前～令和8年3月16日まで

交付申請に必要な書類

区分	必要書類
共通	・交付申請書(様式第1号) ・リフォームにかかる明細書(様式第4号) ・リフォームにかかる誓約書(様式第5号) ・当該住宅の位置図 ・工事の見積書・内訳書 ・工事施工箇所の施工前写真 ・工事施工箇所のわかる平面図 ・対象住宅の所有者が確認できる書類 ・(建物所有者が異なる・建物を共有している場合)所有者の同意書(様式第7号) ・(補助対象住宅の居住予定者で、申請時点において別世帯の者がいる場合)当該別世帯の者の本市の市税等の完納証明書 ・(申請者と配偶者が申請時点で別世帯に属する場合)申請者と配偶者の関係がわかる戸籍等 ・建築基準法第6条又は第6条の2の規定による確認済証の写し(建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な補助対象工事を行う場合に限る) ・(申請者に代わって施工業者が手続を行う場合)手続代行届(様式第8号) ・(パートナーシップ宣誓者の場合)パートナーシップ宣誓書受領証の写し ・その他市長が必要と認める書類
子育て世帯	・出産予定の胎児がいる場合、母子手帳表面の写しと出産予定日のわかる書類
実家等	・所有者と申請者が別世帯に属する場合、3親等以内の親族であることがわかる戸籍又は相続したことがわかる登記事項証明書
中古住宅	・当該住宅の引渡しを受けたことを証する書類
転入世帯	・(補助対象住宅の居住予定者で、交付申請書の提出時点で本市外に住民票がある場合)住民票の写し
空き家活用	・住宅が1年以上利用されていないことがわかる書類

お問い合わせ

長浜市 住宅課 住まい政策係（本庁2階）
 〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地
 ☎ 0749-65-6533 ✉ jutaku@city.nagahama.lg.jp

詳細はこちらをご覧ください

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000015227.html>

電子申請が
可能です！

